

広島市土砂災害後に 政府が行った対策



平成26年12月4日
内閣府(防災担当)

土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策

平成11年の広島市での土砂災害を教訓に、平成12年に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が局所的に発生したことを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組みを行う。

1. 土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手

○土砂災害警戒区域の指定の遅れ等を教訓に、次の検討を行う。

- ・基礎調査が終了した段階での調査結果の公表
- ・都道府県から市町村への情報提供（土砂災害警戒情報）の義務付け

2. 緊急周知・緊急点検の実施

(1) 国民に対する危険箇所の緊急周知

○住民の防災意識、危機意識の向上のため、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）及び土砂災害警戒区域（約35万箇所）について、都道府県及び市町村の双方が連携して周知

- ・土砂災害警戒区域のみならず
- ・警戒区域指定されていない土砂災害危険箇所及びその被害想定区域も含め、住民が、その危険性を理解できるよう、ハザードマップ、避難場所等をHP掲載・縦覧及び広報誌等への掲載、図面の回覧、公共施設等への掲示にて周知
（→国からの要請より1週間以内を目途にできるだけ速やかに開始し、周知を図る）

(2) 行政の体制整備に係る緊急点検

○全ての土砂災害危険箇所（約53万箇所）について

- ・危険箇所であることの周知状況
- ・避難勧告等の発令基準等
- ・情報伝達の方法
- ・避難場所の周知状況
- ・防災訓練の実施状況

等の警戒避難体制に係る現状について、都道府県及び市町村が緊急に総点検
（→国からの要請より1ヶ月以内を目途に点検を実施）

3. 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

(1) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認

（→9月上旬に地方公共団体へ周知、11月に確認調査を実施）

(2) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進

（→緊急速報メール整備率は全市区町村の93.2%（H26.8現在）、早急に100%を目指す）

(3) Lアラート（災害情報共有システム）の全都道府県への導入、活用

（→自治体等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉同報する共通基盤であるLアラートについて平成26年度中に全都道府県での導入決定を目指し、順次活用）

4. 土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施

○住民の早めの積極的な避難を促進するため、次のポイントを重視して訓練実施

- ・市町村の早期判断に向けた国・県からの情報提供・助言
- ・天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表 「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

突発的局地的豪雨による土砂災害時における 防災情報の伝達のあり方に関する検討会

1. 目的

昨今、突発的局地的な豪雨に伴い土砂災害が頻発していることを踏まえ、このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきかを検討し、市町村が避難勧告等の発令の運用を適切に行い、住民の適切な避難行動を促せるようにする。

2. 検討の趣旨

- ・緊急速報メールや屋外拡声器による防災行政無線(同報系)は、市町村全域へ情報伝達することから、局地的な災害における避難勧告等の伝達には必ずしも適さない場合がある。
- ・特に、突発的局地的豪雨の発生が夜間や早朝である場合、市町村全域へ情報伝達を行う手段しかないとなると、避難勧告等の発令に躊躇することにつながるおそれがあり、エリアを限定した防災情報の伝達について検討が必要である。
- ・エリアについては、避難勧告等の発表単位となる土砂災害警戒区域(イエローゾーン)や土砂災害危険箇所の隣接地域においても土砂災害が発生するおそれがあることや、自主防災組織などの活動範囲などを踏まえた検討が必要である。
- ・また、市町村全域ではなくエリアを限定した情報伝達を実現する手段について、伝達可能な情報量も踏まえて検討が必要である。

3. 委員等

○有識者

- ・牛山 素行 静岡大学防災総合センター教授
- ・行田 弘一 芝浦工業大学工学部通信工学科教授
- ・定池 祐季 東京大学大学院情報学環
総合防災情報研究センター特任助教
- ・芝 勝徳 神戸市外国語大学教授
- ・中村 功 東洋大学社会学部教授
- ・吉井 博明 元東京経済大学コミュニケーション学部教授

○地方公共団体

- ・長野県 ・神戸市 ・横須賀市
- ・田辺市 ・萩市 ・仙北市 ・阿蘇市

○事務局

- ・消防庁国民保護・防災部防災課
- ・消防庁国民保護・防災部防災情報室

○関係省庁

- ・内閣府
- ・総務省
- ・国土交通省
- ・気象庁